

第 63 回 社会を明るくする運動

社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、すべての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。強調月間である7月には、全国各地でさまざまなイベントや取り組みが行われます。

できることから始めましょう

犯罪や非行を無くすためには、取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰することだけではなく、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも大切なことです。

犯罪や非行を防いだり、過ちからの立ち直りを支えていく地域をつくるには、一部の人のみだけでなく、地域のすべての人がそれぞれの立場に関わっていく必要があります。

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない地域をつくるために、地域づくりについて一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

今、何が求められているのか、自分には何ができるのかを考えてみましょう。



啓発活動の様子
(リーフレット配布)

本市における行事

「社会を明るくする運動」島原地区推進委員会では、各地区の青少年健全育成協議会や学校などの協力により次のような各種行事を実施します。市民皆さんの多数の参加と協力をお願いします。

中学生・高校生弁論大会

少年の非行防止、健全育成、地域活動への参加などをテーマとした弁論大会を開催します。各中学校・高校から数人の弁士が出場します。

▶と き 7月24日(水)
13時から16時30分まで

▶ところ 有明総合文化会館

小学生・中学生作文コンテスト

社会を明るくする運動に関することをテーマとした作文コンテストを行います。

▶提出場所 保護司会事務局(市福祉センター)

▶提出期限 9月5日(木)まで

黄色い羽根の配布活動

法務省主唱「社会を明るくする運動」のシンボルマークであるヒマワリをイメージして「黄色い羽根」の着用活動を呼びかけています。



募金を目的とするものでなく、皆さんに着用していただき、「社会を明るくする運動」についての理解を深め、運動への協力をいただきたいと考えてのものです。

平成20年度に長崎県推進委員会が発案し、実施してきた「黄色い羽根」着用運動は、23年度より全国的に取り組むことになり、全国各地に広がりを見せています。

7月の強調月間を中心に、犯罪や非行のない安全・安心の国づくり・地域づくりに賛同のあかし・象徴として着けていただきたいと「黄色い羽根」の配布を行います。

地区行事

行事内容	日時	場所
有明地区青少年健全育成懇談会	7月3日(水) 7月4日(木) 20時～	各自治公民館
白山地区(二中)懇談会	7月4日(木) 7月5日(金) 19時30分～	白山公民館 れいなん会館 二中 霊丘公民館
第三中学校校内意見発表会	7月5日(金) 14時50分～	第三中学校体育館
杉谷地区「社明・補導100人パレード」	7月13日(土) 18時～	杉谷公民館
霊丘地区懇談会	7月27日(土) 10時～	霊丘公民館
森岳地区懇談会	調整中	森岳公民館
三会地区懇談会	調整中	三会公民館